

韓国商標審査基準改訂

～日本・韓国の健康食品の指定方法紹介～

2018年2月

特許業務法人
HARAKENZO
WORLD PATENT & TRADEMARK

はじめに

健康志向の向上や老化防止など様々な要因を背景に多種多様な原材料・効能を持つ健康食品が開発され、どこでも手軽に購入できるようになって久しいですが、この度、韓国の商標審査基準が改正し、健康機能食品（サプリメント）に係る商標の取得が容易になりました。韓国の審査基準改正の流れは日本の審査基準改正と同じ流れを汲んでおり、ここでは日韓の商標審査基準改正の流れと共に指定商品の指定方法をご紹介します。

【全3頁】

本内容についてご不明点・ご質問等ございましたら、
下記の担当者まで遠慮なくお問い合わせ下さい。

【連絡先】 特許業務法人 HARAKENZO WORLD PATENT & TRADEMARK

大阪法務部長：八谷 晃典（大阪本部在籍）

東京法務部長：石黒 智晴（東京本部在籍）

TEL（大阪）：06-6351-4384（代表）

TEL（東京）：03-3433-5810（代表）

E-Mail：iplaw-osk@harakenzo.com

【免責事項】

当事務所は、本資料のコンテンツの正確性に努めておりますが、これを保証するものではありません。

当事務所は、本資料のご利用により生じた損害・損失について、一切の法的責任を負いません。

【無断複製・転載禁止】

本資料は著作権法で保護されています。無断複製や転載は固くお断りいたします。

特許業務法人 HARAKENZO WORLD PATENT & TRADEMARK, All rights reserved.

【弊所のウェブサイト・facebook】

弊所のウェブサイト・facebookも、国内外の知的財産に係る有用な情報を随時情報発信しております。
是非ご参照下さい。

<弊社総合ウェブサイト>:<http://www.harakenzo.com>

<商標専門サイト> :<http://trademark.ip-kenzo.com>
<意匠専門サイト> :<http://design.ip-kenzo.com>
<弊所法務部 facebook> :<https://www.facebook.com/HARAKENZO.LegalDepartment>
<広島事務所 facebook> :<https://www.facebook.com/HARAKENZO.Hiroshima>
※facebook につきましては、ユーザ名「Harakenzo」で検索頂ければアクセス容易です。